

対面研修開催時における感染防止対策について

栃木県作業療法士会では、COVID-19 の 5 類移行を受け、対面研修会においては下記の感染対策にて開催することといたします。なお、以下については栃木県での感染対策を参考にし、当士会独自での対応となりますので、ご理解の程宜しく願います。

研修会担当者の対応	受講者へのお願い
①自宅での検温 ②研修開催中のマスク着用 ③密回避のため適度な距離を保った座席の設定 ④定期的な換気、共有部分の定期的な消毒	①下記に該当する方は当日の参加をお控えください。 1) 当日 37.5 度を超える発熱があった場合（自宅での検温の実施） 2) 発熱・その他の症状など、当日体調がすぐれない場合 3) 各感染症の療養期間を過ぎていない場合、又は期間終了後も症状が継続している場合 4) 同居家族に療養中の感染者がいる場合（感染リスクが高いため） ②受付時の手指消毒をお願いいたします。 ③研修会開催中や休憩時間のマスク着用をお願いいたします。 ④密回避のため、適度な距離を保った会話ををお願いいたします。 ⑤その他、医療従事者として節度ある行動をお願いいたします。

※感染防止対策は、COVID-19 のみならず、その他の感染症全般においての対応となります。各感染症の療養期間等をご確認いただきまして、適切な対応をお願いいたします。

【参考：栃木県における感染対策の考え方】

令和 5 年 5 月 8 日(月)以降の基本的感染対策の考え方について

- 1 マスク着用の取扱いと同様、**主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることを基本とする。**
- 2 県として一律に協力要請を求めることはなくなり、国や県からの情報提供をもとに、**個人や事業者は自主的な感染対策に取り組む。**

➤ 個人や事業者へ提供する情報の例

【感染防止の 5 つの基本】（厚生労働省アドバイザーボード「感染防止の 5 つの基本」抜粋）

- ① 体調不安や症状がある場合は、無理せず自宅で療養あるいは医療機関を受診する。
- ② その場に応じたマスクの着用や咳エチケットの実施
→ 外出時はマスクを携帯し、必要に応じていつでもマスクの着用ができるようにしておく。
- ③ 換気、密集・密接・密閉（三密）の回避は引き続き有効
→ 特に不特定多数の人がいるところでは、換気（空気の入れ替え）、人との間隔を空ける。
- ④ 手洗いは日常の生活習慣に
→ 食事前や家に帰った時などには、まず手を洗い 20～30 秒程度かけて流水と石鹸で丁寧に行う。
- ⑤ 適度な運動、食事などの生活習慣で健やかな暮らしを
→ 一人一人の健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣を理解し、実行する。

なお、感染症法上の位置づけの変更により、5 月 8 日から基本的対処方針や業種別ガイドラインは廃止となる。